平成２８年

第１５回 農地部会（定例会）議案

平成２８年１２月９日

前橋市農業委員会

平成２８年　第１５回 農地部会 議 事 録

・開会日時　　平成２８年１２月９日　　午後２時００分
・閉会日時　　平成２８年１２月９日　　午後３時４０分
・開催場所　　市庁舎７階　農業委員室

・出席委員（１６名）

１番　澁澤　聖一	３番　坂庭　常男	４番　木村　隆一	５番　信澤　綱四郎
６番　三森　和也	７番　星野　好孝	８番　江原　弘	９番　窪田　桂
１０番　星野　和幸	１１番　深町　冨士雄	１３番　関根　由彦	１５番　小林　秀明
１６番　岩﨑　政男	１７番　青木　朱美	１８番　齊藤　尚展	１９番　金井　清美

・欠席委員（３名）
２番　小泉　俊夫　　１２番　浅井　雅彦　　１４番　石倉　忠夫
・事務局出席者
事務局長　吉井　一夫　　係長　齋藤　孝朗　　副主幹　高山　幸治
主任　　有本　紀子　　主任　冨澤　和則
・その他の出席者
農業委員会長　　堀越　恒弘
会長職務代理者　関口　喜弘

・付議事件
（１）議案第７５号　　農地法の規定による許可申請の取下げについて（３条）
（２）議案第７６号　　農地法第３条の規定による許可申請について
（３）議案第７７号　　農地法の規定による許可後の計画変更申請について（５条）
（４）議案第７８号　　農地法第４条の規定による許可申請について
（５）議案第７９号　　農地法第５条の規定による許可申請について
（６）議案第８０号　　競売農地の買受適格証明願について(耕作目的)

・協議事項
（１）第１２号　　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
・報告事項
（１）第５４号　　農地法第４条の規定による届出書の受理状況について
（２）第５５号　　農地法第５条の規定による届出書の受理状況について
（３）第５６号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況について
（４）第５７号　　現況証明交付状況について
（５）第５８号　　農地法第４条、第５条の規定による意見聴取結果について

吉井局長　定刻になりましたので、これより平成２８年第１５回農地部会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、２番　小泉　俊夫委員、１２番　浅井　雅彦委員、１４番　石倉　忠夫委員の３名であります。従いまして在任委員１９名中１６名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２８条第４項で準用する第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町部会長よりごあいさつをお願いいたします。

深町部会長　◇（あいさつ）

吉井局長　続きまして、堀越会長よりごあいさつをお願いいたします。

堀越会長　◇（あいさつ）

吉井局長　会議規則第５条の規定により、深町部会長が議長となり会議を進めることとなりますので、よろしくお願いいたします。

《深町部会長、議長に就任》

議　長　それでは、平成２８年第１５回農地部会を開会いたします。初めに、議事録署名委員を指名いたします。１５番　小林　秀明委員、１６番　岩﨑　政男委員にお願いいたします。

議　長　それでは議事に入ります。議案第７５号・農地法の規定による許可申請の取下げ３条許可について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任　◇（議案書・地目、面積、取下理由を朗読、説明）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第７５号・農地法の規定による許可申請の取下げ３条申請について、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第７６号・農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番については、議案第７５号により取下げが承認されていますので、整理番号２番から１４番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任　◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、稼動力等を朗読、説明）

なお、整理番号１２番につきましては、社会福祉法人が野菜を作ることにより入所者のリハビリ訓練や他の障害者と交流などのために農地を取得するものでありますので、農地法施行令第２条第１項第１号の不許可の例外であります営利を目的としない法人に該当することをご報告します。以上整理番号２番から１４番の申請については、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議　長　なお、整理番号１２番については、現地調査を、整理番号１３番、１４番については、面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

５番委員（２班班長）　現地案内図３条の１２をご覧下さい。申請人は社会福祉事業を運営している社会福祉法人である。申請理由：指定障害者が畑作物を作る実習農場にするため。申請法人が所有する畑の耕作確認をしました。申請地、夏場はかなり利用されているが、現在は冬場ということもあり大根が少し植えられている程度で、大半があいている状況でした。調査班としては障害者支援ということも考慮して許可相当と判断いたしました。

現地案内図３条の１３番、１４番をご覧下さい。申請地には、一部耕作放棄地があるが農地に復元し、物置は取壊すことの誓約書が提出されています。

面接には、本人、息子、代理人の３名が来られました。農地面積が少ないので農地を取得し、規模拡大を図りたいとの事。農作業暦は４０年ほどで、特に研修等は受けていないが、本家で作業を手伝いながら研鑽しているとのことです。農業従事者は４名で、機械については軽トラック、トラクター、耕運機、コンバイン等を保有しています。農地取得後は、ホウレン草、オクラ、ネギ等の栽培を計画しています。将来はＪＡの組合員、更には認定農業者にもなりたいとのことです。調査班としては、前向きな姿勢を考慮して許可相当と判断いたしました。

議　長　以上で事務機局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号２番から１４番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第７６号・農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号２番から１４番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第７７号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番から３番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、変更内容、地目、面積、契約内容、申請理由を朗読、説明）

整理番号１番、開発未了のため保留。

議　長　なお、整理番号１番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

５番委員（２班班長）　現地案内図計画変更５条許可1をご覧下さい。申請地はぐんまフラワーパークから西へ１ｋｍに位置し、北側は宅地、東側は市道を挟んで宅地、南側は宅地と農地、西側は山林で、小集団農地に位置する第２種農地です。申請理由：動物ふれあい広場として許可を得たが、就労支援棟、生活介護棟を新設したく、計画変更申請を行うものであります。隣地の住宅部分においては、一部整地が始まっていたが申請地の転用は実行されていませんでした。面接には法人の職員が来られました。現在の事業概要は平成１１年に福祉法人として許可をとり、市内１１箇所に施設があり、職員は１１８名、一日当たり１００人ほどの通所者を受け入れています。変更理由は障害福祉サービス事業施設を新設するためであり、申請地の施設には入所者として１１名、通所者として８名を予定しています。(就労支援棟では、パン作り、生活介護棟では動物を借りて動物療法をおこなう)土地造成は敷地内で盛土、切土をして整地するとのこと、雨水、生活排水は桝、浄化槽等を設置し東側の側溝に放流します。周囲はネット、ブロック等を設置し安全対策をとるとのことで、調査班としては承認相当と判断いたしました。

議　長　以上で事務機局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を保留とし、整理番号２番、３番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第７７号・農地法の規定による許可後の計画変更申

請５条許可について、整理番号１番を保留とし、整理番号２番、３番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第７８号・農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から４番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

有本主任　◇（議案書・順次、地目、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番１番から４番は農地法第４条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から４番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第７８号・農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番から４番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第７９号・農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号１番から２９番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、地目、面接、契約内容、転用目的、申請理由の朗読、説明）

なお整理番号１番から２９番までは農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　なお、整理番号６番、１０番、１５番については現地・面接調査を、実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

５番委員（２班班長）　現地案内図５条の６をご覧下さい。申請地は粕川温泉元気ランドから西へ５００ｍに位置し、北側と西側は農地、東側は市道を挟んで雑種地、南側は市の排水処理施設で集団農地の辺縁部に位置する第１種農地。申請人はＡ町で木工業を営む会社であり、主にフロアータイル、木製家具、木製建具等の製造加工をしている。今回、業務拡大に伴い申請地を露天資材置場にしたく申請。なお申請地には樹脂系木材、丸太、パレット、フォークリフ等を置く予定。申請地は、過去に遊休農地として指摘された農地であり、現在も何も作付けされていない。面接には申請人である会社の代表者が来られました。業務拡大に伴い代表者所有の土地を資材置場として、会社に賃貸借することとし、申請しました。会社の概要は木工業が主で、従業員は３名、パート社員２名、年間の売上は約４千万円。機械は２ｔトラック、フォークリフト等を保有。土地の賃借料は年間３６万円を予定しています。計画が過大ではないかとの指摘に、将来１０年単位の計画では申請地に工場の移転も考えているとの説明でした。埋立て、舗装等は特にしないで砕石を敷いて対応し、雨水は北側の水路を利用し、外灯、フェンス等の設置予定は今のところなし。調査班としては許可相当と判断いたしました。

現地案内図５条の１０をご覧下さい。申請地はぐりーんふらわー牧場大胡から東へ約５００ｍに位置し、北側と南側は農地、東側は市道を挟んで農地、西側は山林で集団農地の辺縁部に位置する第２種農地。申請理由：新潟県南蒲原郡で住宅建材を販売する株式会社です。近年関東首都圏への出荷が増加し対応に苦慮していますので、申請地にプレカット工場２棟を建設したく申請。申請地はトウモロコシの収穫跡地であり、現在は何も作付けされていませんが北側にはビニールハウスが存在していました。面接には新潟から会社の顧問の方、代理人を含めて３名が来られました。会社の概要、店舗数は３店舗、社員は約１３０名、年間売上は１２０億円。申請地の選定理由は関東、首都圏への配送に時間がかかり、業務に支障が出ているので申請地に工場

を建て出荷を円滑にしたい。申請施設の雇用は地元より１０～１５名ほど予定しています。車両の出入りは約８台、土地の賃借料は年間３００万円で合意しています。北側農地の日照不足等については、事前に説明をしているとの事です。雨水処理は集水桝等を設け、U字溝に放流予定。外灯、フェンス等の設置予定は今のところなし。調査班としては、北側のビニールハウスに日照不足等の被害が生じた場合は、当事者は真摯に受止め適切に対応する事という条件を付け、許可相当と判断いたしました。

現地案内図５条の１５をご覧下さい。申請地は市立元総社小学校から西へ約９００ｍに位置し、北側、西側、南側は農地、東側は、一部市街化区域となる小集団農地辺縁部に位置する第２種農地。申請理由：江田町で介護事業を運営する法人で、事業の順調な成長に伴い既存施設では手狭になり、申請地に本社機能も有する事業所を新築し規模拡大を図りたく申請。申請地は一部市街化区域にあり、キュウイフルーツが栽培されていました。面接には代理人２名が来られました。事業概要、施設の１ヶ所で、デイサービスが主で、登録通所者は約３０名。申請地施設は、入所はないが、通所者を１日７名ほど受入れ予定。介護職員は１０名、今後７～８名増やしたいとの事です。送迎車両は現在３台保有。整地は敷地内で行い、埋立ては特にしない。雨水処理は集水桝を設け側溝へ放流し、外灯の設置予定はなく、周囲は高さ１ｍの木柵等を設置する予定です。調査班としては特に問題はないと判断し許可相当と判断いたしました。

議　長　以上で事務機局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１６番委員　整理番号１５番はデイサービスセンターの移転とのことですが、既存のデイサービスセンターの閉鎖後の利用は聞いていますか。

高山副主幹　閉鎖後は返却する予定のようです。

会長　整理番号１０番は、北にハウスがあるようだが、工場の建設による日照の影響があると思うが、対策等は確認出来ていますか。

齋藤係長　本件につきましては、北側に１ｍの段差があり、北側を切り土するのでハウス側の農地が高いため日照の影響はないと考えているようです。又、北側の地権者と話はされているとの事です。日照への影響が懸念されるため、周辺農地への配慮及び隣接農地所有者との協議について条件を付して許可書を交付する予定です。

議　長　その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から２９番までを許可とすること、なお、整理番号１０番については条件を付して許可をすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第７９号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号１番から２９番までを許可とすること、なお整理番号１０番については条件を付して許可をすることに決定いたします。

議　長　なお、3,000㎡を超える、許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第８０号・競売農地の買受適格証明願・耕作目的について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任　◇（議案書、地目、面積、裁判所名、競売期日を朗読、説明。）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１６番委員　申請地までの通作距離はどのくらいですか。

冨澤主任　６ｋｍです。

１６番委員　以前公売で購入した所が耕作されてなく、荒れているところがあります、遠いと耕作できないのでは。

齋藤係長　現在は交通網も発達してきており、農地法上通作距離の制限は無い。耕作できるか出来ないかの判断は審議による判断になります。

議　長　その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第８０号・競売農地の買受適格証明願・耕作目的について、整理番号１番を適格とすることに決定いたします。なお、当該願い出人が最高価・競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。

次に、協議第１２号・相続税の納税猶予に係る・特例農地等の利用状況の確認について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　相続税納税猶予の特例の適用を受けたのち、農業経営を２０年間継続したとして、本年度中に当該猶予税額の免除が見込まれる事案について、前橋税務署長から「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」照会がありました。　つきましては、今回の調査対象者４名の特例農地の状況について、地区の農業委員さんとともに現地確認した利用状況を報告いたしますので、報告のとおり税務署へ回答してよろしいか、協議をお願いいたします。　なお、地区担当の農業委員さんが農地部会に所属されていない案件については、事務局から報告させていただきます。また本日は地区担当の石倉委員さんと小泉委員さんが欠席ですので、全ての案件を事務局より報告させていただきます。

整理番号１番及び２番については、共有名義の農地３筆を確認いたしました。１１月９日に石倉委員さんと現地確認を実施し、全３筆が農地として利用されていることを確認しました。

整理番号３番については、１１月１８日に井上委員さんと現地確認を実施し、全９筆が農地として利用されていることを確認しました。

整理番号４番については、１１月２５日に小泉委員さんと現地確認を実施し、全２筆が農地として利用されていることを確認しました。

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　意見もないようですので、採決したいと思います。協議第１２号については、報告のあったとおりの内容で、確認書を税務署に提出ることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、協議第１２号・相続税の納税猶予に係る・特例農地等の利用状況の確認については、ただいまの報告内容による確認書を税務署に提出することに決定いたします。

次に、２３ページ以降の報告事項でありますが、報告事項第５４号から第５８号までとなっております。

第５４号から第５７号の報告内容は、

〇法第４条の届出書の受理状況　５件

〇法第５条の届出書の受理状況　３６件

○法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況　　７件
○現況証明交付状況　　２件

報告事項第５８号は、１１月部会において許可とした法第４条・５条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

議　長　　以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、農地部会を閉会といたします。

（部会閉会　午後３時４０分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成２８年１２月９日

議　長

署名人

署名人